

22 葛福介第1017号
平成23年3月3日

入所・通所施設設長 各位

葛飾区福祉部高齢者支援課長
介護保険課長

施設におけるインフルエンザ及び感染性胃腸炎
(ノロウイルス) 発症時の対応について(通知)

このことについて、下記のとおりの対応といたしますのでお知らせします。

本通知に伴い、新型インフルエンザ関連通知でお願いしていた連絡体制等については廃止しますので、併せてお知らせいたします。

なお、強毒性の新型インフルエンザの発生等状況が変化した場合には、別途通知いたします。

記

【インフルエンザ】

利用者及び職員(調理員、実習生等施設従事者全てを指す。以下、同様)がインフルエンザに感染した場合及びインフルエンザと疑われる者(38℃以上の発熱をしている者。以下、同様)が発生した場合の対応について

1 入所施設

(1) 対応方法

① 施設入所者

- ア 直ちに医師から適切な医療及び指示を受ける。
- イ 感染拡大防止のための措置(食堂、作業療法室等の一時的な使用停止や、症状のある人とのない人の居室の分離など)を、可能な範囲で早期に講じる。
- ウ その他、従来の厚生労働省の通知のとおり対応する。

② 職員

- ア 直ちに医師から適切な医療及び指示を受ける。
- イ その他、従来の厚生労働省の通知のとおり対応する。

(2) 区への報告

- ① 利用者及び職員のうち1名でも確定診断された場合は、終息した後に介護保険課または高齢者支援課(養護老人ホームの場合)に、事故報告書を提出する。
- ② 利用者及び職員のうち、インフルエンザ患者又はインフルエンザと疑われる者が5名以上になった場合は、介護保険課に電話連絡する。この場合、終息するまでの間、介護保険課の営業日の定時に状況報告を行うこと。報告時間及び方法等については、協議のうえ決定する。
- ③ 区では、施設におけるインフルエンザ患者又はインフルエンザと疑われる者が10名以上になった場合に葛飾区保健所と連絡をとり、指導及びクラスターサーベイランスの対応を行う。

2 通所施設

(1) 対応方法

① 通所利用者

- ア 対象者の通所を中止するとともに、受診するよう勧める。
- イ 他の利用者、家族に対して注意喚起文書を配布し、他の利用者が感染した場合には施設へ連絡するよう依頼するとともに、治癒するまで利用を中止するよう理解を求める。
- ウ その他、従来の厚生労働省の通知のとおり対応する。

② 職員

- ア 直ちに医師から適切な医療及び指示を受ける。
- イ その他、従来の厚生労働省の通知のとおり対応する。

(2) 区への報告

- ① 利用者及び職員のうち1名でも確定診断された場合は、終息した後に介護保険課または高齢者支援課(養護老人ホームの場合)に、事故報告書を提出する。

- ② 利用者及び職員のうち、インフルエンザ患者又はインフルエンザと疑われる者が5名以上になった場合になった場合は、介護保険課に電話連絡する。この場合、終息するまでの間、介護保険課の営業日の定時に状況報告を行うこと。報告時間及び方法等については、協議のうえ決定する。
- ③ 区では、施設におけるインフルエンザ患者又はインフルエンザと疑われる者が10名以上になった場合になった場合に葛飾区保健所と連絡をとり、指導及びクラスターサーベイランスの対応を行う。
- ④ インフルエンザ様疾患患者が10名以上になった場合は、状況に応じて施設及び法人に対して施設を利用する方の通所を自粛するよう推奨（通所自粲推奨）を行う場合がある。
- ⑤ 通所施設が通所を自粲することを決定した場合は、介護保険課に電話連絡する。この場合には、区ホームページ「福祉施設の対応状況」にその旨を掲載する。

【ノロウイルス】

利用者及び職員（調理員、実習生等施設従事者全てを指す。以下、同様）がノロウイルスに感染した場合及びノロウイルスに感染したと疑われる者（嘔吐や下痢の症状が出ている者。以下、同様）が発生した場合の対応について

1 入所施設

(1) 対応方法

① 施設入所者

- ア 直ちに医師から適切な医療及び指示を受ける。
- イ 対象者以外の利用者の体調にも留意し、変化があった場合は直ちに適切な医療及び指示を受ける。
- ウ その他、別添「ノロウイルス対応標準マニュアル」とおり対応する。

② 職員

- ア 直ちに医師から適切な医療及び指示を受ける。
- イ その他、別添「ノロウイルス対応標準マニュアル」とおり対応する。

(2) 区への報告

- ① 利用者及び職員のうち1名でも確定診断された場合は、終息した後に介護保険課または高齢者支援課(養護老人ホームの場合)に、事故報告書を提出する。
- ② 利用者及び職員のうちノロウイルスに感染したと診断された者又はノロウイルスに感染したと疑われる者が5名以上になった場合は、介護保険課に電話連絡する。この場合、終息するまでの間、介護保険課の営業日の定時に状況報告を行うこと。報告時間及び方法等については、協議のうえ決定する。

2 通所施設

(1) 対応方法

① 通所利用者

- ア 対象者の通所を中止するとともに、受診するよう勧める。
- イ 他の利用者、家族に対して注意喚起文書を配布し、他の利用者に嘔吐や下痢の症状が出た場合には施設へ連絡するよう依頼するとともに、治癒するまで利用を中止するよう理解を求める。
- ウ その他、別添「ノロウイルス対応標準マニュアル」とおり対応する。

② 職員

- ア 直ちに医師から適切な医療及び指示を受ける。
- イ その他、別添「ノロウイルス対応標準マニュアル」とおり対応する。

(2) 区への報告

- ① 利用者及び職員のうち1名でも確定診断された場合は、終息した後に介護保険課または高齢者支援課(養護老人ホームの場合)に、事故報告書を提出する。
- ② 利用者及び職員のうち、ノロウイルスに感染したと診断された者及びノロウイルスに感染したと疑われる者が5名以上になった場合は、介護保険課に電話連絡する。この場合、終息するまでの間、介護保険課の営業日の定時に状況報告を行うこと。報告時間及び方法等については、協議のうえ決定する。